

広島県立西条特別支援学校（本校）校務運営規程

第1章 総則

- 第1条 広島県立西条特別支援学校の校務を円滑かつ適正に運営するために、法令及び広島県立高等学校等管理規則に基づき、この規程を定める。
- 第2条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 第3条 教頭は、校長を助け、校務を整理し、校長に事故のあるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 第4条 総括事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務を総括する。
- 第5条 部主事（主幹教諭）は、校長の命を受け、それぞれの部に関する校務をつかさどり、校務の一部を整理する。

第2章 校務運営組織・校務分掌

- 第6条 校長は、校務を円滑かつ効果的に運営するため、小学部、中学部、高等部のそれぞれに学部会を設ける。
- 2 学部会は、部主事が招集し、その運営を管理する。
- 3 学部会は、各学部の所属教員によって構成する。
- 4 学部会は、原則として隔週1回開催する。
- 第7条 校長は、校務運営及び教育企画を円滑にするため、次の分掌を置く。
教務部、生徒指導部、進路指導部、保健安全部、総務部、地域支援部、教育研究部
- 2 各分掌に主任・副主任を置く。
- 3 各分掌の所管業務は、別に定める。
- 4 各分掌は、常勤の教職員で構成する。
- 5 各分掌会は、主任が招集し、その運営を管理する。
- 6 各分掌会は、原則として隔週1回開催する。
- 第8条 広島県立高等学校等管理規則第15条により、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、学年主任を置く。
- 2 教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事には、それぞれ教務部主任、生徒指導部主任、進路指導部主任、保健安全部主任をあてる。
- 3 学年主任は、広島県教育委員会が定めた要件を満たす学年の担任の中から一名をこれにあてる。
- 4 教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事は、広島県教育委員会の承認を得て、毎年度初めに校長が命免する。
- 5 第8条2項、3項、4項以外の主任・副主任は、校長が命免する。
- 第9条 教職員の校務分掌は、毎年度初めに校長が定める。

第3章 校務運営会議

- 第 10 条 校長が校務を円滑かつ効果的に運営するため校務運営会議を設置する。
- 第 11 条 校務運営会議は、校長、教頭、総括事務長、各部主事、各分掌主任で構成する。ただし、校長が必要と認めたときは、その他の教職員を加えることができる。
- 第 12 条 校務運営会議は、校長が招集し、その運営を管理する。
- 2 校務運営会議は、原則として隔週 1 回開催する。ただし、校長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 第 13 条 校務運営会議で取り上げる事項は、次のとおりとし、事前に担当部主事・教頭を経由して校長へ提出する。
- ①校務運営上校長が必要と認める事項
- ②各分掌組織間の連絡調整事項
- 第 14 条 校務運営会議の司会及び記録は、部主事が行う。
- 2 校務運営会議録は、校長が確認し、教頭が保管する。

第 4 章 職員会議

- 第 15 条 職員会議を広島県立高等学校等管理規則第 16 条の 2 により設置する。
- 第 16 条 職員会議は、校長が必要と認めたときに開催し、校長が主宰する。
- 第 17 条 職員会議は、校長が必要と認める事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進に向け行う。
- 第 18 条 職員会議は、常勤の教職員で構成する。ただし、校長が必要と認めたときは、その他の教職員を加えることができる。
- 第 19 条 職員会議で取り上げる事項は、原則として校務運営会議を経て校長が決定する。
- 第 20 条 職員会議の司会及び記録は、部主事が行う。
- 第 21 条 職員会議の記録は、校長が確認し、教頭が保管する。

第 5 章 各種会議等

- 第 22 条 管理職会は、校長、教頭、総括事務長、各部主事で構成し、必要に応じて開催する。
- 第 23 条 学年会は、その学年の所属教員によって構成する。
- 第 24 条 事務会は、総括事務長及び事務職員等によって構成する。
- 第 25 条 広島県立学校職員衛生管理要綱第 9 条第 1 項により学校衛生委員会を設置する。
- 第 26 条 児童生徒に対する体罰並びに教職員及び児童生徒を対象としたセクシュアル・ハラスメントに係る相談を受け付けるために「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置する。
- 2 「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」設置要項を別途定める。
- 第 27 条 教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事の根絶に向けた風土、文化を確立するため、教職員が主体的に不祥事防止に取り組む校内組織として、「不祥事防止委員会」を設置する。
- 2 不祥事防止委員会の構成及び所掌業務は別に定める
- 第 28 条 いじめの根絶に向けた学校組織を確立するため、教職員が主体的にいじめ防止に取り組む校内組織として、「いじめ防止委員会」を設置する。

- 2 いじめ防止委員会の構成及び所掌業務は別に定める
- 第 29 条 児童生徒の健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進するために学校保健委員会を置く。
- 2 学校保健委員会の構成及び所掌業務は別に定める。
- 第 30 条 その他、次の委員会等を置くことができる。
医療的ケア検討委員会，入学者選抜委員会，教科書選定会議
- 2 これらの委員会等の設置，構成，運営については，別途定める。
- 第 31 条 その他、学校経営計画目標達成のため、必要に応じてプロジェクトチームを設置することができる。

第 6 章 職員朝会

- 第 32 条 校務運営を円滑に行うために職員朝会を置く。
- 2 内容は、当日の日程確認及び報告・連絡事項（管理職，各学部・学年，各分掌，事務等）とする。
- 3 職員朝会の司会及び記録は、部主事が行う。

第 7 章 学校運営協議会

- 第 33 条 広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則及び広島県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱に基づき、学校運営協議会を設置し、運営する。

附 則 この規程は、平成 11 年 5 月 1 日より施行する

平成 12 年	4 月	1 日一部改正
平成 13 年	4 月	1 日一部改正
平成 14 年	4 月	1 日一部改正
平成 15 年	4 月	1 日一部改正
平成 15 年	10 月	8 日一部改正
平成 15 年	12 月	17 日一部改正
平成 16 年	4 月	1 日一部改正
平成 16 年	6 月	9 日一部改正
平成 17 年	6 月	10 日一部改正
平成 18 年	4 月	10 日一部改正
平成 19 年	4 月	1 日一部改正
平成 19 年	10 月	17 日一部改正
平成 20 年	4 月	1 日一部改正
平成 20 年	9 月	16 日一部改正
平成 21 年	4 月	1 日一部改正
平成 21 年	7 月	23 日一部改正
平成 22 年	2 月	2 日一部改正

平成 22 年	4 月	8 日	一部改正
平成 23 年	4 月	1 日	一部改正
平成 24 年	4 月	2 日	一部改正
平成 25 年	4 月	1 日	一部改正
平成 25 年	9 月	2 日	一部改正”
平成 25 年	9 月	2 日	一部改正
平成 27 年	4 月	1 日	一部改正
平成 29 年	4 月	1 日	一部改正
平成 31 年	4 月	1 日	一部改正
令和 2 年	4 月	1 日	一部改正